

# 甲府駅南口自転車駐車場 指定管理者募集要項

令和7年10月

甲 府 市

## 目 次

1	指定管理者制度導入の趣旨	1
2	対象となる施設	1
3	指定期間	2
4	業務の内容	2
5	業務の変更	2
6	管理の基準	2
7	指定管理料	3
8	申請に必要な資格等	4
9	募集要項の配布等	5
10	申請書類等	6
11	申請にあたっての留意点	6
12	指定管理者の選定及び指定	6
13	協定の締結	7
14	指定管理業務の評価	8
15	指定の取消し又は管理業務の停止	8
16	ネーミングライツ	8
17	その他注意事項	8
18	問合せ先	9

# 甲府駅南口自転車駐車場指定管理者募集要項

## 1 指定管理者制度導入の趣旨

甲府駅南口の自転車駐車場の管理運営を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第3条の規定により、次のとおり指定管理者の募集を行います。

## 2 対象となる施設

### (1) 名称と位置

#### ① 甲府駅南口第1自転車駐車場

ア 自転車駐車区域 甲府市丸の内一丁目12番1ほか

イ 原動機付自転車駐車区域「ふじでん Scooter Parking」

甲府市丸の内一丁目12番10ほか

#### ② 甲府駅南口第2自転車駐車場

ア 自転車駐車区域 甲府市丸の内一丁目562番4ほか

イ 原動機付自転車駐車区域 甲府市丸の内一丁目548番

### (2) 施設概要

#### ① 甲府駅南口第1自転車駐車場

ア 自転車駐車区域

・構造：鉄筋コンクリート造半地下式（管理室有）

・面積：1,437㎡

・収容台数：自転車894台

・収容形態：傾斜式自転車ラック(850台)及び平置き(44台)

イ 原動機付自転車駐車区域「ふじでん Scooter Parking」

・構造：平面（アスファルト舗装）

・面積：約174㎡

・収容台数：原動機付自転車83台

・収容形態：平置き

#### ② 甲府駅南口第2自転車駐車場

ア 自転車駐車区域

・構造：鉄骨造3階建（管理室有）

・敷地面積：562.58㎡

・建築面積：413.19㎡

・延床面積：1,216.12㎡

1F 409.99㎡

2F 402.65㎡

3F 403.48㎡

- ・収容台数：自転車707台
- ・収容形態：傾斜式自転車ラック(692台)及び平置き(15台)

1F ラック148台・平置9台

2F ラック268台・平置2台

3F ラック276台・平置4台

#### イ 原動機付自転車駐車区域

- ・構造：平面（アスファルト舗装）
- ・敷地面積：253.98㎡
- ・収容台数：原動機付自転車70台
- ・収容形態：平置き

### 3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

### 4 業務の内容

指定管理者の行う主な業務は次のとおりとします。なお、業務の詳細については、別紙「甲府駅南口自転車駐車場指定管理者業務仕様書」を参照してください。

- (1) 自転車等の駐車場内での誘導・整理・監視業務
- (2) 施設内の清掃及び維持管理業務
- (3) 駐車場内の放置自転車の移動・保管・引渡し業務
- (4) 自転車放置禁止区域内の巡回及び駐車場内の深夜巡回
- (5) 消防設備点検業務
- (6) その他管理運営に関する業務

### 5 業務の変更

指定管理の対象となる施設又は業務の内容を変更する必要がある場合は、甲府市と指定管理者が協議のうえ、決定するものとします。

### 6 管理の基準

- (1) 休業日  
無休
- (2) 開場時間  
24時間

(3) 就業時間等

ア 日中維持管理業務

1日4時間

ただし、各曜日等における就業時間は次のとおりとします。

月曜日、木曜日	午前 7時30分から午前11時30分
火曜日、水曜日、金曜日	午後 3時30分から午後 7時30分
土曜日・日曜日・国民の祝日、ゴールデンウィーク*1、年末年始*2、甲府市立小中学校の夏季休業日*3	午前10時から 午後 2時

\*1 (令和8年4月29日～5月6日、令和9年4月29日～5月5日、令和10年4月29日～5月7日、令和11年4月28日～令和11年5月6日、令和12年4月27日～5月6日) \*2 (12月29日～1月3日) \*3 (7月21日から8月28日)

イ 深夜巡回警備業務

土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の午前1時頃

(4) 関係法規等の遵守

関係法令、条例及び規則を遵守して、業務を実施してください。

(5) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、業務の一部について予め市長が認めた場合はこの限りではありません。

(6) 個人情報の保護

個人情報の保護については、甲府市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）に基づいて、適切な管理を行うものとします。

## 7 指定管理料

指定管理業務に必要な経費（指定管理の対象経費）を、指定管理料の提案価格としてください。

(1) 指定管理料の限度額

指定管理料の限度額は次のとおりとします。

5年間：38,645千円（消費税等含む） ※ 提案価格限度額  
（年額：7,729千円：消費税等含む）

(2) 指定管理料の支払い

指定管理料は、年度協定の定めるところにより、分割して支払うものとします。

(3) 指定管理の対象経費

指定管理の対象経費は、施設の管理運営に係る次の経費とします。

- ① 人件費：職員給与、臨時雇用の賃金等
- ② 一般管理費：労務管理費、通信費、交通費等
- ③ 物品費：清掃用品、電球・蛍光灯等消耗品等

- ④ 光熱水費 : 電気料金、上下水道料金等
  - ⑤ 電信電話料 : 電話料金
  - ⑥ 消防設備保守点検費、一般廃棄物収集運搬料 : 消防設備の定期点検費、一般廃棄物収集運搬・処分料
  - ⑦ 修繕費 : 見積金額10万円以下の修繕費
- (4) 年度協定額の見直しについて
- 収支報告において大幅な剰余金が生じた場合など、指定管理料（年度協定額）について、見直し協議をさせていただく場合があります。
- また、指定管理の対象となる施設又は業務の内容に変更があった場合や、消費税等の税制改正が行われた場合についても、見直し協議をさせていただく場合があります。
- (5) 管理口座
- 指定管理業務の実施に係る支出及び収入について、必要な帳簿を作成し、団体自体の口座とは別に、指定管理業務に係る専用の口座を開設し、適切に管理してください。

## 8 申請に必要な資格等

指定管理者の申請資格を有するには、次の要件のすべてを満たす必要があります。

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない）。  
複数の団体による共同連携も可能です（詳しくはお問合せください）。
- (2) 団体又はその役員等が、次の事項に該当しないこと（欠格事項）。
  - ① 法律行為を行う能力を有しない者
  - ② 破産者で復権を得ない者
  - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、甲府市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過しない者
  - ⑤ 甲府市税等を滞納している者
  - ⑥ 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）に定める暴力団又は暴力団員等である者及びそれらの利益となる活動を行う団体又は団体の構成員である者
- (3) 指定管理業務を安定して行う団体の人員、資産の額その他の経営の規模及び能力を有していること、又は確保できる見込があること。
- (4) 甲府市内に団体の事務所を置いている、又は甲府市の指定日までに置くことが予定されていること。

## 9 募集要項の配布等

### (1) 募集要項及び申請様式の配布

配布場所：〒400-8585

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市 市民部 市民総室 総務課（本庁舎4階）

電話番号 055-237-5303

※ 甲府市ホームページからもダウンロードできます。

配布期間：令和7年10月6日（月）から令和7年10月20日（月）

午前8時30分から午後5時まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除きます。）

### (2) 現地説明会

参加を希望される団体は、令和7年10月17日（金）午後5時までに、現地説明会参加申込書（様式6）に必要事項を記載して、電子メール又はFAXでお申し込みください。

日時：令和7年10月21日（火）午後1時30分から

集合場所：甲府駅南口第1自転車駐車場管理室前（地階）

参加人数：1団体2名まで

E-mail：shouhic@city.kofu.lg.jp

FAX：055-237-0224

### (3) 募集に関する質問等

受付期間：令和7年10月16日（木）から

令和7年10月23日（木）午後5時必着

受付方法：質疑書（様式7）に、質疑内容を記載して、電子メール又はFAXでお問い合わせください。

E-mail：shouhic@city.kofu.lg.jp

FAX：055-237-0224

回答方法：令和7年10月27日（月）までに甲府市ホームページに掲載します。

### (4) 申請書の提出先及び受付期間

必ず持参又は書留郵便により、最終日の午後5時までに提出してください。  
電子メール及びFAXでの提出は、受け付けできません。

提出先：〒400-8585

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市 市民部 市民総室 総務課（本庁舎4階）

受付期間：令和7年10月15日（水）から令和7年11月4日（火）

午前8時30分から午後5時まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除きます。）

## 10 申請書類等

申請書類には、次の(1)～(12)の書類にインデックスを付けて順番に綴り、正本1部と副本9部(副本はコピー可)の計10部提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(様式2-1)
  - ① 管理運営に関する基本方針について(様式A-1)
  - ② 利用者に対するサービスの向上の取組みについて(様式A-2)
  - ③ 利用促進への取組みについて(様式A-3)
  - ④ 維持管理水準の妥当性について(様式A-4)
  - ⑤ 維持管理に係る経費の縮減に向けた取組みについて(様式A-5)
  - ⑥ 組織体系及び勤務体制について(様式A-6)
  - ⑦ 安定性、信頼性の取組みについて(様式A-7)
- (3) 施設の効用の最大限の発揮(様式2-2)
- (4) 指定期間内の年度ごと及び合計の収支計画書(様式2-3)
- (5) 団体の概要書(様式3)
- (6) 団体の活動内容等を記載した実績調書(様式4)
- (7) 登記簿謄本、定款、寄付行為、団体規約、役員及び構成員の名簿、その他これらに類する書類
- (8) 納税証明書(団体及びその代表者に国税及び地方税の未納がないことの証明)
- (9) 「甲府市が行う行政事務からの暴力団排除のための指針」による誓約書(様式5)
- (10) 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類
- (11) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- (12) 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類

## 11 申請に当たっての留意点

次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 提出期限内に申請書類が提出されなかった場合
- (4) その他不正行為があった場合

## 12 指定管理者の選定及び指定

- (1) 選定委員会による審査

申請者の審査に当たっては、甲府市公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会設置要綱(平成17年7月企第4号)の規定に基づいて設置された「選定委員会」において審議を行い、候補者を選定します。

## (2) 選定基準

評価項目ごとの配点によって採点する、評価点数方式とします。

評価分類	評価項目	配点	計
① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上	ア 管理運営に関する基本方針	10	40
	イ 利用者に対するサービスの向上の取組み	20	
	ウ 利用促進への取組み	10	
② 施設の効用の最大限の発揮並びに適切な維持及び管理に係る経費の縮減	エ 施設の効用の最大限の発揮	15	40
	オ 施設の維持管理水準の妥当性	10	
	カ 経費の縮減	15	
③ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力	キ 業務等の実績	10	20
	ク 組織体系及び勤務体制	5	
	ケ 安定性及び信頼性	5	

## (3) 審査方法

審査は、提出された申請書類による一次審査（書類審査）と、面接（プレゼンテーション審査）による二次審査の総合評価により選定します。

一次審査の結果及び二次審査の日程、場所等につきましては、後日申請団体に連絡します。

## (4) 選定結果の通知

二次審査による候補者の選定結果は、11月の中旬までに申請者に文書で通知します。

## (5) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、甲府市議会の議決を経て決定（指定）されます。

## 1.3 協定の締結

### (1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理に関する細目的事項、指定管理者に支払うべき管理費用の額等を協議し、甲府市との間で協定を締結することになります。

### (2) 協定で定める事項

- ① 指定期間に関する事項
- ② 業務の範囲に関する事項
- ③ 個人情報の保護に関する事項
- ④ 業務計画に関する事項

- ⑤ 事業報告に関する事項
- ⑥ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ 甲府市が払うべき管理費用に関する事項
- ⑧ 指定管理者の損害賠償義務に関する事項
- ⑨ その他市長が必要と認める事項

### (3) 基本協定と年度協定

指定管理者と締結する協定は、可能な限り基本協定において定めるものとし、年度ごとの事業実施に係る事項その他基本協定で定められていない事項については、年度協定で定めることとします。

## 1 4 指定管理業務の評価

指定管理者による指定管理業務が、事業計画書等に従い適切に実施されていることを「指定管理者モニタリングマニュアル」に基づいて、定期的に確認・検証を実施し、その結果を公表します。

## 1 5 指定の取消し又は管理業務の停止

指定管理者が甲府市長等の指示に従わないとき又は指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

## 1 6 ネーミングライツ

甲府駅南口第1自転車駐車場 原動機付自転車駐車区域においては、新たな財源を確保し、健全な財政運営と良好な施設環境を安定的に提供することを目的に、ネーミングライツ（市の施設等に愛称を命名する権利）を導入しています。そのため、指定管理者で作成するチラシやポスター、パンフレットなどの広報物等に施設の名称を掲載する場合は、原則としてネーミングライツの愛称を使用してください。愛称「ふじでん Scooter Parking」

## 1 7 その他注意事項

その他注意事項は、次のとおりです。

- (1) 複数の申請をすることはできません。
- (2) 申請に関する費用は、全て申請者の負担とします。
- (3) 甲府市が受理した申請書は、理由の如何に関わらず返却しません。
- (4) 甲府市が受理した申請書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めません。
- (5) 申請書類は、甲府市情報公開条例（平成12年12月条例第42号）第2条第2項に定める公文書になります。

## 18 問合せ先

〒400-8585

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市 市民部 市民総室 総務課（本庁舎4階）

電話番号：055-237-5303

F A X：055-237-0224

E-mail：shouhic@city.kofu.lg.jp